

指宿広域クリーンセンター
長期包括的運転管理業務委託

実施方針

令和 2 年 12 月
指宿広域市町村圏組合

目 次

I	事業内容に関する事項	1
II	事業者の募集及び選定に関する事項	7
III	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
IV	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	14
V	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
VI	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
VII	その他事業の実施に関し必要な事項	16

I 事業内容に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託

(2) 事業に供される公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設の管理者の名称

指宿広域町村圏組合 管理者 豊留悦男

(4) 事業の目的

指宿広域町村圏組合（以下「組合」という。）は、廃棄物の適正処理を実施していくため、指宿広域クリーンセンター（以下「本施設」という。）において、平成29年4月の一部供用開始から、令和3年度までの期間、本施設の運転管理を民間事業者に委託し、本施設の基本性能を発揮しつつ、安定・安全に運営管理を行っている。

指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託（以下「本事業」という。）は、令和4年度以降も長期包括的運転管理業務委託方式を導入することにより、民間事業者（以下「事業者」という。）の創意工夫が発揮され、更なる公共サービスの水準の向上及び財政負担の縮減を図ることを目的とする。

(5) 事業内容

ア 施設概要

① 施設の所在地

鹿児島県指宿市十二町 4692 番地 1

② 施設の規模

項目	建屋構造	建築面積	延床面積
工場棟（地上5階）	鉄骨造+鉄骨鉄筋コンクリート造	2,017.11 m ²	3,894.32 m ²
ストックヤードA（地上1階）	鉄骨造	251.75 m ²	251.75 m ²
ストックヤードB（地上1階）	鉄骨造	280.50 m ²	280.50 m ²
旧ストックヤード	鉄骨造	330 m ²	330 m ²
管理棟（地上3階）	鉄筋コンクリート造	337.96 m ²	755.84 m ²
車庫兼洗車場	鉄骨造	84.00 m ²	84.00 m ²

③ 施設の内容

項目	内容
熱回収施設	用途：一般廃棄物処理施設 処理方式：ストーカ炉 規模：54 t / 16 h (27 t / 16 h × 2炉) ※1日16時間運転
リサイクルセンター	用途：不燃・粗大ごみ処理設備 (破碎設備, 選別設備, 圧縮成型設備, 貯留・搬出設備) 規模：指定ごみ質で3 t / 5 h ※1日5時間運転
ストックヤード	用途：下記の指定した品目を貯留する。（5日以上） ガラスびん類, ペットボトル, その他プラスチック, 発泡スチロール, ダンボール, 古紙, 紙パック, 鉄類圧縮成型品, アルミ類圧縮成型品, 小型家電, 蛍光灯, 電池, 雑鉄, ベットスプリング, 自転車等 ※将来的な搬入物変更に伴い, 貯留品目も変更になる場合がある。
管理棟	用途：組合の管理事務所, 会議室, 研修室, 計量設備
車庫兼洗車場	用途：収集車両等の洗車
その他	各施設に付随する建築設備・給排水設備等（水源井戸含む。）

イ 業務の概要

- ① 事業者は、組合が保有する本施設において、運転管理を行う期間（以下「運転管理期間」という。）にわたって運転管理等を実施する。
- ② 事業者は、本施設の運転管理等業務に必要な部品の調達を自ら行う。ただし、本施設の設計・施工企業（以下「施工企業」という。）の製品（以下「特定調達品」という。）の調達等に際し、施工企業の協力を求めることができる。
- ③ 事業者は、運転管理の準備を行う期間（以下「事業準備期間」という。）にて、必要な体制構築、備品整備、各種計画書作成等を行うこと。また、事業準備期間において、本施設の既存の運転委託業者（以下「既存運転委託業者」という。）及び組合からの引継ぎを受けることとする。

ウ 事業期間等

- ① 事業準備期間：契約締結日から令和4年3月31日まで
- ② 運転管理期間：令和4年4月1日から令和14年3月31日まで（10か年）

エ 事業の対象となる業務範囲

事業者及び組合が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

業務の範囲	業務の内容	組合	事業者
計画管理業務	一般廃棄物処理基本計画（5年毎）	○	
	一般廃棄物処理実施計画（各年度計画）	○	
	施設への搬入計画	○	
施設全体管理業務	施設設置者（所有者）としての施設管理	○	
受付・受入管理業務	直接搬入ごみの受入判定及び料金徴収	○	
	計画収集ごみの受付	○	
	搬入出車両の誘導		○
運転管理業務	運転管理計画の作成		○
	運転管理、運転作業		○
	施設点検計画の作成		○
	機器の維持・補修計画の作成		○
	搬入管理（搬入前の不適物混入防止の監視、啓発）	○	
	搬入管理（搬入以降の不適物混入の監視）		○
熱回収施設	焼却灰等の積込		○
	焼却灰等の最終処分場までの運搬		○
リサイクルセンター	資源物等の引取・運搬業者の確保	○	
	資源物等（小型家電）の手選別・解体、有価物回収		○
	粗大ごみの解体、有価物回収		○
	資源物等のストックヤードまでの運搬		○
	資源物等の組合が指定する取引先への引渡し		○
	不燃残渣等の積込		○
	不燃残渣等の最終処分場までの運搬		○
維持管理業務	維持管理状況の監督・指導	○	
	点検計画により施設の点検・検査		○
	維持・補修計画により機器、設備の補修・修繕		○
	施設性能の確認検査業務（機能検査・精密機能検査）		○
	水源井戸設備の管理		○
	物品・用役の調達・管理		○

業務の範囲	業務の内容	組合	事業者
	周辺施設保全（駐車場、外構施設、植栽等）		○
	改良保全（施設改造）	○	
環境管理業務	環境管理		○
	作業環境管理		○
資源化業務	資源物の有効利用	○	
情報管理業務	報告書の作成と管理		○
	設計図書等施設情報の管理		○
関連業務	施設警備		○
	施設清掃		○
	住民対応（来訪者等への一時対応）	○	
	住民対応支援		○
	行政視察対応	○	
	施設見学対応		○
	法令に基づく検査・分析		○
	地元との環境保全協定に基づく検査・分析		○
契約管理業務 (モニタリング)	契約に基づく成果管理	○	

オ 事業者の収入

組合は、事業者が実施する本施設の運転管理業務に対する対価を、委託料として運転管理期間にわたって事業者に支払うものとする。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定することができる。また、委託料は、固定料金と変動料金（搬入廃棄物量に応じて変動）で構成されるものとする。

カ 施設の権利形態

事業者は、本事業の実施に当たり、本施設を無償で使用できる。

(6) 事業のスケジュール（予定）

(ア) 入札公告	令和 3年 4月
(イ) 最優秀提案の選定、落札者の決定	令和 3年 11月
(ウ) 基本協定書の締結	令和 3年 11月
(エ) 特別目的会社の設立	令和 3年 12月
(オ) 事業契約締結	令和 4年 1月
(カ) 事業準備期間	令和 4年 1月～令和 4年 3月 31日
(キ) 施設の運転管理	令和 4年 4月～令和 14年 3月（10年間）
(ク) 契約終了	令和 14年 3月

(7) 法令等の順守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

(8) 契約の形態

組合は、事業者と本施設の運営維持管理業務に関して、事業契約を締結する。

(9) 協定書の締結

組合は、施工企業と本事業の入札公告前までに特定調達品の調達に係る協力事項及び条件等を規定した協定書を締結する。

II 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、運営能力、事業計画能力及び組合の財政支出額等を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）により決定する。

なお、事業費については入札公告時に示す。

2 事業者の募集及び選定の手順

（1）事業者の募集・選定のスケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

令和2年 12月 24日（木）	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和3年 1月 12日（火）～ 22日（金）	実施方針等に対する質問・意見の受付
令和3年 2月 12日（金）	実施方針等に対する質問・意見への回答
令和3年 4月 上旬	公告
令和3年 4月 上旬	入札説明書等の公表
令和3年 4月 上旬	入札説明書等に対する説明会及び現地見学会
令和3年 4月 中旬	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
令和3年 4月 下旬	入札説明書等に関する質問回答の公表（第1回）
令和3年 5月 上旬	入札参加表明書等受付
令和3年 5月 中旬	入札参加資格審査結果の通知
令和3年 5月 下旬	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
令和3年 6月 上旬	入札説明書等に関する質問回答の公表（第2回）
令和3年 8月 下旬	入札提案書類の受付
令和3年 11月 上旬	落札者の決定及び公表
令和3年 11月 中旬	基本協定の締結
令和4年 1月 上旬	事業契約の締結

（2）応募手続等

ア 実施方針等に対する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：令和3年1月12日（火）～22日（金）午後4時
- ② 提出方法：質問・意見の提出方法は原則として、添付の第1号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付し、下記に送信して提出することとする。郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存したCD等を同封し、受付期間内に必着とすること。組合は提出者に、受領確認の電子メールを送信する。

○E-mail ibusukikouiki@comet.ocn.ne.jp

○郵送先：〒891-0604

鹿児島県指宿市開聞仙田711番地4

指宿広域町村圏組合事務局

イ 実施方針等に対する質問・意見及び質問への回答の公表

提出された質問・意見及び質問に対する回答は、令和3年2月12日（金）に、組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

ウ 入札公告

令和3年4月上旬に事業者の募集を開始する。入札説明書、要求水準書、基本協定書（案）、事業契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表する。

エ 入札公告以降の手続きについて

入札公告以降の手続きについては、入札説明書において提示する。

3 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件

（1）入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、本施設の運転管理業務を行う予定の者（以下「運転管理者」という。）

単体又は運転管理者を含む複数の者により構成されるグループによるものとする。グ

ループによる入札参加者は、組合との交渉窓口となる1者を「代表者」として定めるものとする。

イ 入札参加者又は入札参加者の構成員は、他の入札参加者又は他の入札参加者の構成員になることはできない。

ウ 複数の者により構成されるグループによる場合、入札参加表明書提出以降の入札参加者の構成員の変更は、原則として認めない。

エ 入札参加者又は入札参加者の構成員は、落札者決定後、速やかに特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）を指宿市内又は南九州市内に設立するものとし、その資本金は5,000万円以上とする。なお、入札参加者又は入札参加者の構成員以外のものからのＳＰＣへの出資は認めず、また、代表者のＳＰＣへの出資比率は、出資者中最大となることとする。

（2）入札参加者又は入札参加者の構成員の要件

入札参加者又は入札参加者の構成員は、次の入札参加資格要件を備えるものとする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 指宿市又は南九州市において、競争入札参加資格を有していること。

エ 運転管理者は、平成22年4月1日以降において、一般廃棄物を対象としたストーカ炉方式（処理能力27t/日×2炉以上）について1年以上の運転管理実績を1件以上有していること。

オ 運転管理者は、廃棄物処理施設技術管理者となり得る資格を有し、一般廃棄物を対象としたストーカ炉方式の現場総括責任者としての1年以上の経験を有する技術者を

本事業の現場総括責任者として運転管理開始後 2 年間以上配置できること。

カ 本施設の運営に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(3) 入札参加者又は入札参加者の構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者又は入札参加者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 指宿市又は南九州市の競争入札参加資格者の指名停止に関する規程による指名停止期間中の者

ウ 次の法律の規定による申立てがなされている者

① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立て

② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て又は平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立て

③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立て

④ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算の申立て

エ 本事業に係る発注支援業務に関与した者又はこれらの者と資本面及び人事面において

て関連のある者（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株主を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）。なお、本事業に係る組合の発注支援業務に関与した者は、次のとおりである。

- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都千代田区神田錦町三丁目22番地）

オ 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終え、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

カ 指宿広域市町村圏組合指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理等業務委託総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）の委員である者

（4）入札参加資格の確認等

組合は、入札参加表明書の提出後、入札参加資格の審査及び確認（入札参加表明書の提出日における要件具備）を行うが、入札参加資格確認後、落札者決定までの期間に、入札参加者の構成員が上記入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。また、落札者決定から契約締結までの期間に当該事態が生じた場合には、落札を取り消すことがある。

4 審査及び選定に関する事項

（1）総合評価委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した学識経験者等で構成される総合評価委員会において行う。

（2）審査の手順及び方法

ア 入札参加資格審査

組合は、入札参加表明時に提出する入札参加表明書及び入札参加確認申請書について、入札参加資格要件の具備を確認し、入札参加資格審査結果を、参加表明書を提出した者に通知する。

イ 提案書審査

総合評価委員会は、別に定める落札者決定基準に従って、総合評価の方法により提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札説明書に添付する「落札者決定基準」に示す。

エ 審査結果

審査結果は、契約締結後に公表する。

5 落札後の手続き

(1) 基本協定の締結

組合と落札者は、落札後、基本協定を締結する。

(2) SPCの設立

落札者は、SPCを落札後速やかに設立するものとする。

(3) 契約の詳細協議

組合と落札者は、事業契約締結のために契約内容の詳細について協議する。

(4) 契約の締結

組合は、SPCと本事業にかかる事業契約を締結する。

6 提出書類の取扱い

ア 著作権

入札参加者が提出する書類（以下「提出書類」という。）の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等、組合が必要と認めるときには、組合は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。また、提出書類については返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案した者が負う。

III 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の運転管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者の責任分担は、原則として別紙に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

組合は、事業者が実施する本施設の運転管理について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、事業契約書に定める。

また、事業者の提供する運転管理に係るサービスが十分に達せられない場合、組合はサービスに対する支払いの減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることがあることとする。

IV 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、指宿簡易裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

V 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約書で定める事業者の債務不履行又はその懸念が生じた場合は、組合は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をできなかつた場合は、組合は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難であると合理的に考えられる場合は、組合は事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 又は (2) の規定により組合が事業契約を解除した場合は、事業者は組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 組合の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

- (1) 組合の債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- (2) (1) の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、組合は事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の債務不履行によらない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合及び事業者の債務不履行によらない事由により事業の継続が困難となった場合は、組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定期間内に協議が整わない場合は、組合及び事業者は、相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

4 その他

上記1から3までに掲げるもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

VI 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

組合は、法制上及び税制上の措置の支援を予定していない。

2 その他の支援

国等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を事業者が受けられる場合、組合は、受けることができるよう努める。

VII その他事業の実施に関し必要な事項

1 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

2 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

指宿広域市町村圏組合事務局

〒891-0604

鹿児島県指宿市開聞仙田711番地4

TEL 0993-26-2114

E-mail ibusukikouiki@comet.ocn.ne.jp

令和 年 月 日

実施方針等に関する質問書・意見書

指宿広域町村圏組合 管理者 豊留悦男 様

意見者 会社名 _____

所在地 _____

担当者

氏名 _____

所属 _____

連絡先 _____

電話 _____

メールアドレス _____

指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託の実施方針、要求水準書（案）
に関して、以下の質問又は意見がありますので提出します。

質問・意見（いずれかに○印）		
頁		
項目番号		
項目名	別添のエクセルで提出してください。	
意見又は質問内容		

※質問・意見は1枚につき1件とし、簡潔に記載すること。

別紙 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表

※負担者 ○主分担, △従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスクに対する責任負担者	
			組合	事業者
共通	計画変更リスク	入札公告等の不備, 事業内容の変更等	○	
	政策変更	組合に関わる政策の変更 (本事業に直接的影響を及ぼすもの)	○	
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
		その他の法令等の変更によるもの		○
	住民対応リスク	施設運営に関する住民反対運動等に関するもの等	○	△ ^{注1}
	調査等のリスク	組合が実施した調査等によるもの	○	
		事業者が実施した調査等によるもの		○
	事業の中止・延期に関するリスク	組合の指示等によるもの	○	
		組合の債務不履行によるもの	○	
		施設の設置者として必要な許認可等の遅延によるもの	○	
		事業者が行う運転管理に必要な許認可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄, 破綻によるもの		○
計画	物価変動リスク	提案時からのインフレ・デフレ	○	
	税制変動リスク	事業者の利益にかかる税制変更		○
		上記以外の税制度の変更	○	
	不可抗力リスク	天災・暴動等による設計変更・中止・延期	○	△ ^{注2}
	応募コストリスク	応募費用に関するもの		○
	支払い・遅延	組合の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	搬入管理	施設へのごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	運営費上昇リスク	組合の指示等による運営、維持管理費の増大	○	
		物価以外の要因による運営費の増大		○
運転管理	施設破損リスク	組合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷 (管理者の管理不備の場合を除く。)	○	
		事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○
	要求水準書の未達	要求水準書の未達 (補修工事等の施工不良を含む。)		○
	安定稼働	事業者の行った業務に起因しない事由により安定稼働できない場合に、処理能力を確保できないリスク	○	
	受入廃棄物の性状リスク	受入廃棄物の性状に起因するもの	△ ^{注3}	○
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動に起因するもの	○	△ ^{注4}
	改良保全リスク	施設の改良保全に起因するもの	○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスクに対する責任負担者	
			組合	事業者
	第三者賠償リスク	運転管理における騒音・振動・臭気等に関するもの		○
	環境保全リスク	運転管理に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等		○
終了事業後	施設の性能確保リスク	事業終了(明け渡し)時における施設の性能確保に関するもの		○
		事業終了(明け渡し)後における施設の性能確保に関するもの	○	
	終了手続	終了手続に伴う諸経費の発生に関するもの、事業会社の精算手続に伴う評価損益等		○

注 1 : 施設の運転・維持管理に関する反対運動等

注 2 : 軽微な不可抗力 (ただし、被害額について、事業者負担の上限を設定する。)

注 3 : 受付時の廃棄物の内容チェック不備による障害

注 4 : 提案した固定料金及び変動料金の見込み違い